

市場検証委員会の設置

令和 七 年 七 月 一 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第十七号

本部会に、電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、同法第十二条の二第四項第三号ロ若しくは二の規定による電気通信設備の指定、同法第二十七の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、同法第三十条第一項若しくは第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定、同法第三十一条第一号の規定による特定関係事業者の指定、同法第六十七条の三第一項の規定による電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価若しくは同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定又は同法第十二条の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくは二、第二十七条の三第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第六項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項の規定による総務省令の制定若しくは改廃に関するものについて調査を行うため、次の委員会を設置する。

一 名 称

市場検証委員会

二 構 成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指

名する。

- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
 - 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
 - 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- 三 関係者の出席等
- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
 - 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

附 則

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日までの間におけるこの決定の適用については、この決定中「電気通信事業法」とあるのは、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）第一条の規定による改正後の電気通信事業法」とする。